

「佐倉里山自然公園整備基本構想（案）」に寄せられた意見と市の考え方

1 意見募集結果

意見募集期間	令和5年 5月26日から令和5年 6月 9日まで
意見募集結果	意見提出者数 4人
	意見数 9件
意見に対する対応	意見を参考に案を修正したもの 2件
	原案のとおりとしたもの 7件

2 意見の内容と市対応

No.	ページ	項目	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案の修正有無
1	2	背景・目的	<p>P2の3行目に「整備方針や基本計画策定から10年が経過し、…」とありますが、2007年10月には「（仮）佐倉西部自然公園基本整備方針」が出されています。また2008年に策定された「私たちがつくる21世紀の里山自然公園」という計画理念は素晴らしいものでした。とても良い公園ができることと皆が楽しみに待っていました。</p> <p>実に17年にも及ぶ長い期間、行政には放っておかれたという気がします。私は合同会（仮称佐倉西部自然公園合同会議）に出て、公園緑地課から直接話を聞く機会がありましたが、一般の市民のかたにはこの長い放置についてひとこと謝罪が必要なのでは？と思います。</p> <p>具体的には、合同会ほかの機会に、保全作業や観察会で公園を訪れる市民や小学生のために、駐車場（待避場）にトイレを設置して欲しい、との意見が何度も市民から出されましたが、ようやく再来年に設置すると聞かされました。遅すぎます。</p>	<p>これまで整備方針や整備計画に基づき、用地取得等の公園整備を進めてまいりましたが、ご期待に添えなかった部分もあったかと存じます。</p> <p>今回、整備方針や整備計画の策定から10年以上が経過し、里山自然公園を取り巻く社会情勢や市民ニーズ等に変化が生じたことを踏まえ、これまでの整備方針や整備計画を整理・改訂し、新たに構想を策定いたします。</p> <p>本構想の策定を機に、本公園の整備が進み、市民の皆さまのご期待に応えられますよう、市としても尽力してまいります。</p>	無
2	2	背景・目的	<p>P2に平成21年3月（2009年）に整備基本計画が出来ていたにもかかわらず、何故10年以上経過したか記述がありません。10年以上経過した経緯の記述追加をお願いします。</p>	<p>整備方針や整備計画の策定から10年以上が経過し、里山自然公園を取り巻く社会情勢や市民ニーズ等に変化が生じたことを踏まえ、これまでの整備方針や整備計画を整理・改訂し、新たに構想を策定するものです。</p>	無
3	2	背景・目的	<p>整備基本計画の後に基本構想という名称では「整備基本計画に問題がありその構想を練り直した」と受けとられます。2009年の整備計画の理念を踏襲するのであれば、基本構想ではなく整備基本計画の見直しという位置づけにすべきではないでしょうか。</p>	<p>今回の「整備基本構想」は、「整備基本計画」だけではなく、「基本整備方針」を含めた本公園のあり方を見直すものです。整備方針及び整備計画の策定から10年以上が経過しており、社会情勢の変化や市民ニーズが生じていることを踏まえ、「基本整備方針」と「整備基本計画」を整理・統合するものと考えています。</p>	無
4	9	用語の定義	<p>グリーンインフラという用語の定義をしてください。</p> <p>グリーンインフラという言葉について、環境省のHPなど参照しましたが国々の違いによっても様々な意味づけ、理解があるとのこと。市としての定義をすることも困難、無理でしょう。しかし、このような複雑な意味を持つ言葉であることから尚更、当該「佐倉里山自然公園整備基本構想」におけるグリーンインフラという用語の定義が必要です。</p> <p>私は、グリーンインフラとは、緑（グリーン）＝農業や林業或いは住宅に付随する人為的植栽や自生的植生始めその環境中にある様々な生物も含めて、人間生存と生活に関わるインフラであるとしてグリーンインフラというものであると、またそれらを保全したり利用したりする為の旧来の（施設構造物等）インフラも含む概念という理解でした。しかし、佐倉里山自然公園整備基本構想（案）を読むと、私の概念のグリーンインフラはグリーンインフラでは無く、それらは保全される区域として整理されているようです。そしてその区画とは別に、より人為的に働きかけ改造もし人間の活動に資するもの、そうした施設構造物やそれに付随する敷地や空間をグリーンインフラとしているように推量しました。</p> <p>こうした齟齬を生じず、当該構想を適切に理解するためにはグリーンインフラという用語について定義を示すことは必須です。蛇足ながら、その上で定義に沿ってグリーンインフラという用語が適切に使われているかどうかの検証も当然必要になります。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>	<p>グリーンインフラにつきましては、「従来のダムや道路等のハード面としての人口構造物を指すだけではなく、自然環境が有する多様な機能（生物多様性の保全、気候変動の緩和・適応、防災・減災、景観形成など）を発揮するため、みどりをインフラ資産として捉え、活用すること」と考えています。</p> <p>お寄せいただいたご意見のとおり、本構想の実現のため、定義を明確化し、市民に対して周知することは重要であると考えことから、「グリーンインフラに関する用語説明」を追加いたします。</p> <p>なお、その他、「健康（ウェルビーイング）の推進」の定義も伝わりにくいため、「心身の健康の推進（ウェルビーイングの向上）」に修正し、「ウェルビーイングに関する用語説明」を追加いたします。</p>	有

5	10	公園整備	<p>○車だけではなく市内から自転車での公園への寄り付きを構想する。 ○公園内は人と自転車が仲良く共存する。 ○佐倉ふるさと広場からサイクリングでいける佐倉里山自然公園とする。 ○既存のサイクリングロードを利用して各既存の公園ともアプローチできる構想とする。 ○佐倉里山自然公園内部では電動アシスト自転車を利用して家族でアップダウンを楽しめる工夫がある。レンタルも用意する。</p> <p>☆一般道に自転車を公園に誘導する矢羽根マークを入れる。</p> <p>□自転車で楽しむ佐倉市の五つのアプローチの開発も運動させる。 1. 佐倉里山自然公園ルート： 内部の周回探索コースとサイクリングロードからのアプローチ 2. 小竹谷津ルート：小竹谷津を中心に小竹城周辺探索コース 3. 本佐倉城跡＋新町通り＋佐倉城址ルート： 本佐倉城から佐倉城址周辺探索コース 4. 佐倉市民の森ルート：岩名運動公園を含む飯野から佐倉草ぶえの丘・印旛沼サンセットヒルズ周辺探索コース 5. 印旛沼周回ルート： 佐倉ふるさと広場の風車から印旛沼を一周するコース</p>	<p>市といたしましても、佐倉里山自然公園を楽しんでいただくアクティビティの一つとして、サイクリングを検討しています。お寄せいただいたご意見については、個別具体的な内容であることから、貴重なご意見として、今後の公園整備の参考とさせていただきます。</p>	無
6	11	ゾーニング	<p>P11の記述から旧Dゾーンが抜けています。 上から3つ目の保全ゾーンの中に（旧B・C・Dゾーン）と入れたらいかがでしょうか。</p>	<p>いただいたご意見のとおり、修正いたします。</p>	有
7	13	協議会	<p>まだ先の話でしょうか、重点整備区域において民間業者の参入申し込みがあった時に、合同会議参加者その他の公園関係活動団体にきちんと報告して合意を得る努力をしてから契約することを明文化していただきたいです。 佐倉市では公園の基本理念に沿った事業を行う業者と契約すると思いますが、念のためどのような業者が入るのか、前もって知りたいです。</p>	<p>本構想の策定に伴い、新たに設置を検討している「協議会」について、現時点では、単なる情報交換の場ではなく、佐倉里山自然公園に関する事項についての協議を行い、合意を形成する場としての役割等を想定しています。 協議会の具体的な役割等については、協議会の設置を検討する中で、合同会議に参加する方々や関係者の皆さまと協議していきたいと考えております。</p>	無
8	14	整備方針	<p>P14に「都市計画決定は行わず、地権者と協調しながら…」とありますが、これで大丈夫でしょうか？ 公園用地の一角はすでにヤードとして使用されています。また資材置き場という名目で家屋解体業者のゴミ捨て場になったところもありました。ここは遠隔地に住む地主と懇意にしている市民が地主から強気に抗議してもらい、現状に復帰させたという快挙があり、奇跡的に助かりましたが、いっどこで同じようなことが起きるかわかりません。 長年放置されてきた地権者は堪忍袋の緒が切れ、いつまでも市と協調するとは限らないでしょうから。 都市計画決定を行えば、今より強気に土地の改変を防ぐことができますか？もし改変を防げる可能性があるなら、早く都市計画決定をして欲しいです。 せっかくみどり豊かな公園用地がおかしな施設に使われてしまっっては、市民協働も何も役立たないと思います。 どうぞ、これ以上公園用地が蝕まれることを防いでください。</p>	<p>本構想14頁「第6章 佐倉里山自然公園の整備に向けて」の「1.整備方針（1）都市計画決定」で示したとおり、本公園は、予定区域の半分が民有地となっています。そのため、まずは、土地所有者のご理解とご協力を得ながら公園整備を進めていくことが肝要であると捉え、「都市計画決定は行わず、地権者と強調しながら公園整備をしていく」とことといたしました。 なお、市民協働の観点から、引き続き、地権者をはじめ、地元住民や市民の意見を取り入れながら本公園づくりを推進するとともに、本構想の趣旨をご理解いただき、自然環境を保全できるよう努めてまいります。</p>	無
9	14	整備方針	<p>P14 「…当面の間、都市計画決定は行わず、…最善と考えます…」とありますが、その理由がよくわかりません。すでに公園予定地の一部がヤードになってしまいました。台地上はヤードになってしまう恐れが常にあります。都市計画を決定し速やかに都市計画の変更をすべきではないでしょうか。都市計画を決定しておかないと公園以外の土地利用になりかねません。 「市民協働の観点から、地権者や地元住民及び市民の意見を十分に取り入れ…」とありますが、意見を十分取り入れて基本構想を決めたのではないのでしょうか。 まず都市計画決定し、速やかに都市計画変更すべきと考えます。</p>	<p>本構想14頁「第6章 佐倉里山自然公園の整備に向けて」の「1.整備方針（1）都市計画決定」で示したとおり、本公園は、予定区域の半分が民有地となっています。そのため、まずは、土地所有者のご理解とご協力を得ながら公園整備を進めていくことが肝要であると捉え、「都市計画決定は行わず、地権者と強調しながら公園整備をしていく」とことといたしました。 なお、市民協働の観点から、引き続き、地権者をはじめ、地元住民や市民の意見を取り入れながら本公園づくりを推進するとともに、本構想の趣旨をご理解いただき、自然環境を保全できるよう努めてまいります。</p>	無